

令和4年度八丈島デジタル活用協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「八丈島デジタル活用協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、島しょ地域の様々な社会課題について、デジタル技術を活用した解決策を八丈島において先行して実施し、有効な取組について他島に順次展開することで持続可能な島しょ地域の構築を推進するため、様々な立場からの意見を聴取することを目的として、東京都が設置する。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について東京都に助言する。

- (1) IT人材の育成に関する事項
- (2) 島内交通の充実に関する事項
- (3) デリバリーサービスの試行に関する事項

(組織)

第4条 本会は、東京都及び八丈町のほか、本会の目的に賛同する団体に所属し、かつ団体が推薦した者(各団体1名)のうちから事務局が選任した者(以下「委員」という。)で組織する。

- 2 委員を希望する者は、加入申請書(様式第1号)を事務局に提出する。
- 3 本会の事務局は、東京都及び八丈町が共同で務める。

(運営)

第5条 本会は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要と認めるときは、委員以外のものを本会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 本会の進行は、事務局が務める。
- 4 本会は、必要に応じて、リモート会議、書面又は電子メールにより開催することができる。
- 5 本会で使用した資料は、原則ホームページにて公開する。

(分科会の設置、目的及び協議内容)

第6条 本会は、実情に応じた具体的な協議を行うため、第3条のそれぞれの協議内容に対して分科会を設置する。

(分科会の組織)

第7条 分科会は、本会委員のうち本会にて選任された者で組織する。

- 2 分科会の事務局は、東京都及び八丈町が共同で務める。

(分科会の運営)

第8条 分科会は、事務局が招集する。

2 事務局は、必要と認めるときは、委員以外のものを分科会に出席させ、意見等を求めることができる。

3 分科会の議事は原則非公開とする。

4 分科会は、必要に応じて、リモート会議、書面又は電子メールにより開催することができる。

(委員の報酬)

第9条 委員の報酬は、無報酬とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

(設置期間)

第11条 本会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。